

案

令和3年 月 日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市国民健康保険運営協議会
会長 渡 信人

古賀市国民健康保険税率に関することについて（答申）

令和2年9月29日付け、02古市国第1797号で貴職から諮問を受けた古賀市国民健康保険税率に関することについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

令和3年度以降の国民健康保険税の税率改定については、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明であることや、深刻な経済状況の落ち込みによる被保険者の所得の減少により、令和3年度の保険税収は減少することが見込まれる。

また、医療費については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により大きく変動することから、今後の予測が非常に困難である。

このような状況は、今まで経験をしたことがなく、保険税率の改定には慎重な対応が求められる。

以上のことから、次の通りとする。

- ①令和3年度の税率は、令和2年度と同率とする。
- ②令和3年度において保険税収に不足が生じた場合は、古賀市国民健康保険財政調整基金を活用し対応することとする。
- ③令和4年度以降の税率については、今後の新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しながら、令和3年度に改めて検討することとする。